

第17回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年9月9日（水）

農村環境改善センター 農事研修室

第17回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1.開催日時 令和8年9月9日(水)
- 2.開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3.招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一
- 4.出席委員(16名)

1番 八角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
14番 板 倉 小百合	15番 内 海 亮 一
16番 梅 原 英 男	17番 今 関 喜 明

- 5.欠席委員 13番 中 村 和 敏

6.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(整理番号1)

第4 議案第2号 買受適格証明願(農地法第3条)について

(整理番号1)

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

(整理番号1~7)

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について

第7 議案第5号 大網白里農業振興地域整備計画の変更(随時変更)
について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1～2)

第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(整理番号1～2)

第10 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～8)

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 野口 裕之 主 査 北 田 尚 史

主任書記 長 谷 川 聡 彦 書 記 細 谷 美 月

◎開 会

○議長 ただいまより、第17回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第17回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、吉原孝委員および齋藤勉委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～2）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

○議長 事務局から議案第1号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、細草字明地、地目、畑の1筆、面積43㎡を無償譲渡により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

議案第1号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきまして、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号1についてご報告申し上げます。

理由としては事務局説明のとおりです。

9月2日に義務者と権利者には電話にて調査を行い、義務者は高齢により耕作できないため、耕作できる方を探していたところ、近所で養蜂を営む権利者に相談したそうです。

権利者に伺いますと申請地が自作地に近接しているため、耕作上問題ないことから、受けたそうです。

申請地の確認も片岡推進委員さんで行い、きちんと管理されておりました。

権利者は、認定新規就農者で意欲的な農業者で問題ないと思われますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

○議長 それでは、これより議案第1号、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて議案第1号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「買受適格証明願(農地法第3条)について」を議題とします。

事務局から議案第2号について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

本案件は、農地として利用する目的で、千葉地方裁判所の公売に参加するにあたり、買受適格証明願が提出されたものでございます。

本、買受適格証明願につきましては、農地法第3条の審査基準と同等の審議を行ったうえで許可の見込みがある場合に買受適格証明書を交付することになります。

その後、公売農地を落札された方は、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける必要があることを申し添えます。

整理番号1、申請地は、下ヶ傍示字宮ノ台、現況地目、田の1筆、畑の2筆、面積3,031㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

2-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

なお、申請者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、調査委員である中村和敏委員が欠席のため、整理番号1の案件につきましては、板倉小百合委、員お願いいたします。

○板倉委員 議案第2号整理番号1について、調査担当委員の中村委員が本日欠席でございますので、私の方で伺った調査内容についてご報告を代読させていただきます。

調査は、9月6日に鵜沢推進委員さんが申請者に電話にてお話を伺っています。

申請内容に間違いのないことでした。

申請者によりますと、現在、山武市内で約600坪の農地を所有しており、日頃、経営規模拡大のため、近くで耕作可能な農地を探していて、自宅からの距離も近く、利便性も高いことから、購入を検討することにしたそうです。

山武市内の畑でも、白菜、大根、ネギ、ニラ等を栽培しており、トラクター、耕運機

を所有しており、機械はその畑に置いてあるそうです。

大網白里市の農地が取得できれば、機械はこの農地に移動する予定とのこと
で、息子さんとお孫さん3人も営農に参加するとのことでした。

申請人は山武市に、農地を所有する農業者であり、居住地からの通作距離も遠くなく機械もそろっていることから、問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

令和8年9月9日、代読板倉小百合。以上です。

○議長 ご苦勞さまでした。

○議長 それでは、これより議案第2号、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

◎議案第3号

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から7について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、金谷郷字縣台、地目畑の一筆、面積836㎡に地上権を設定し、太陽光発電施設用地に転用しようとするものでございます。

本案件は、令和8年7月9日開催の第15回総会にて、議案第2号整理番号1で審議され、採決の結果、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達しましたが、その後、令和8年7月28日付で、申請者よりソーラーパネルの配置変更のため、申請取り下げがあり、再度申請されたものになります。

申請位置は別添資料図面3ページをご覧ください。

中央やや右上に3-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は別添の詳細資料9ページから18ページまでになります。

施設の概要は、太陽光パネル129枚、パワーコンディショナー10台を設置しようとするものでございます。

事業を行う理由につきましては、権利者が義務者から地上権の設定を受け太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行うことによって収益を上げるために計画したとのことでございます。

最初に転用の許可基準となります立地基準でございますが、申請地は農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般基準でございます。

最初に申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋め立ては行わず、整地転圧のみを行う計画となっております。

排水につきましては、雨水を地下浸透する計画となっております。

また、設置する工作物は高さ1.7メートル程度で、敷地境界全体にあぜ板を設置する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係は、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例が該当し、事前協議終了通知書の写しが添付されております。

次に、議案書の3ページから5ページをご覧ください。

整理番号2から6につきましては、権利者が同一で、転用申請箇所が近接しており、面積規模が異なるだけで、内容が、申請地を買い受けて、太陽光発電施設用地に転用をしようとするもので、同一のため、一括して説明させていただきます。

なお本案件については、整理番号2から6の転用面積合計は7,529㎡であり、3,000㎡を超えるため、千葉県農業会議で開催される定例常設審議委員会の諮問案件となる旨、先日の役員会で役員の皆様には説明させていただきましたが、電

カ会社との売買契約が各案件ごと、それぞれであることから、整理番号、個々の案件として取り扱うこととなりましたので、常設審議委員会には諮問しないこととなりましたので報告させていただきます。

整理番号2、申請地は、砂田字北鶴巻台、地目畑の1筆、面積1,024㎡

整理番号3、申請地は、砂田字北鶴巻台、地目畑の1筆、面積1,249㎡

整理番号4、申請地は、砂田字北鶴巻台、地目畑の3筆、面積2,808㎡

整理番号5、申請地は、砂田字南鶴巻台、地目畑の1筆、面積1,206㎡

整理番号6、申請地は、砂田字南鶴巻台、地目畑の1筆、面積1,242㎡

申請位置は別添資料の図面4ページをご覧ください。

左下に3-2、3-3、3-4、3-5、3-6と示す箇所でございます。

計画の詳細は別添の詳細資料19ページから71ページまでになります。

施設の概要は、整理番号2から6について各土地の面積が異なるものの、いずれも太陽光パネル162枚、パワーコンディショナー10台を設置しようとするものでございます。

事業を行う理由につきましては、権利者が義務者から買い受け太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行うことによって収益を上げるために計画したとのことでございます。

最初に転用の許可基準となります立地基準でございますが、各申請地は農振農用地区域外の農地で、第2種農地相当に該当すると思われます。

次に一般基準でございます。

最初に申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公募により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋め立ては行わず、整地掘削のみ行う計画となっております。

排水につきましては、太陽光発電設備設置部分は、窪ませて雨水を貯留し、地下浸透する計画となっております。

また、設置する工作物は高さ1.8メートル程度で、敷地境界全体にネットフェンスを設置する計画となっております、周囲は土の堤防で囲い土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係は、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例が該当し、事前協議終了通知書の写しが添付されております。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

整理番号7、申請地は、柿餅字山谷、地目、田が2筆、畑が3筆、合計面積2,207㎡を所有権移転し建売分譲住宅用地にしようとするものでございます。

権利者及び義務者は議案書のとおりでございます。

申請位置は別添資料図面5ページをご覧ください。

3-7と示した箇所でございます。

計画の詳細は別添の詳細資料72ページから99ページまでになります。

計画の概要は、申請地隣接の雑種地、山林と合わせて、農地部分は、建売分譲住宅地、13棟用地として、他は宅地分譲7区画用地として販売を予定しております。

建売分譲の内訳は、木造2階建て、建築面積67.69㎡の住宅が5棟、木造平屋建て、建築面積68.73㎡の住宅が8棟となっております。

事業を行う理由につきましては、権利者が以前分譲を行った分譲地のそばで、分譲地として最適なため、計画したとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

続きまして一般基準でございます。

最初に申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては公募により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋め立てを行い、隣接地との周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は小型合併浄化槽にて処理された排水を新設、U字溝を経て、申請地東側にある既設市道側溝へ放流する計画となっております。

雨水については、地下浸透させる計画となっております。

排水を放流するにあたり、関係土地改良区の意見書、地元区農家組合の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

最後に、他法令等の関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第3号、整理番号1の案件につきましては、平賀久雄委員お願いいたします。

○平賀委員 はい。それでは、議案第3号、整理番号1について調査報告いたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

9月1日に大野委員さんと現地を確認後、権利者の代理人に電話でお話を伺いました。

申請地を借受け太陽光発電設備用地への転用申請を6月に行いましたが、一旦申請を取り下げ、設計を変更して同一場所に再度申請をしました。

変更箇所は、太陽光パネルの配置変更を行い、144枚から129枚に減らしました。

工事は埋立て、盛土等を行わず、転圧整地するだけで変更はありません。

隣接農地の所有者にも説明済みです。

よろしくお願いいたしますとのことでした。

同日、義務者に電話で確認したところ間違いありませんとのことでした。

現地の状況は平たんな土地で、現在、雑草が繁茂していました。

特に問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦勞様でした。

続きまして、整理番号2から6の案件につきましては、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第3号整理番号2から6については、同一事業なので一括して調査報告申し上げます。

理由としては事務局説明のとおりです。

9月3日、大野農業委員さんと現地を確認後、代理人に対し電話をしました。

権利者は申請地6区画を買受け、太陽光発電施設を設置する農地転用です。

同所は山間部にある畑で長年耕作しておらず、荒れ放題でしたが、平坦地で太陽光発電施設に適切なため、選定したとのことでした。

設置する太陽光発電施設の高さは1.838m、離隔距離は2.3mで、周囲には高さ1.5mのフェンスで囲み、さらに周囲は土堰堤を囲い、土砂、雨水の流出を防ぐとのこと、周辺の影響は少ないと思われます。

山間部のため人家がなく、隣接する農地所有者等についても、同意がえられているとのことでした。

防犯面では、防犯カメラを設置するそうです。

関係する他法令の手続きも適切に行われており、問題ないと思われますが、委員の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦勞様でした。

続きまして、整理番号7の案件につきましては、齋藤勉委員、お願いいたします。

○齋藤委員 議案第3号、整理番号7について調査報告をいたします。

内容は事務局の説明のとおりです。

9月5日に高橋委員と義務者宅を訪問し、現地を確認し、申請に間違いはないということでした。

権利者には電話で確認し、申請に間違いはないとのことでした。

問題はないと思われますが、委員の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦勞様でした。これより、議案第3号、整理番号1から7の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号、整理番号1から7の案件について質疑を終結いたします。

なお、議案第3号、整理番号2から6は同一事業のため、一括して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 これより、順次採決いたします。

議案第3号、整理番号1について、議案第3号、整理番号1は原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第3号、整理番号2から6について、議案第3号、整理番号2から6は原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号2から6は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 議案第3号、整理番号7について、議案第3号、整理番号7は原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号7は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 採決の結果、議案第3号、整理番号1から7につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第4号

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の8ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は1人、権利の設定をする者は1人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、畑が2筆で、面積815㎡でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が1件でございます。

それでは、整理番号1の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、永田、畑が2筆、815㎡、10年、金納、10a当たり5,000円、新規。

なお、整理番号1の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますので調査委員より報告をお願いいたします。

○議長 整理番号1の案件につきまして、菅谷委員お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第4号、整理番号1について調査報告申し上げます。

内容としては、事務局説明のとおりです。

借受人、貸付人は、農地が隣接の関係です。

9月5日に今井推進委員さんと現地を確認後、貸付人は電話で話を聞き、借受人は自宅に伺いお話を聞きました。

借受人は、認定新規営農者で、農機具施設もそろっており、申請地周辺でネギを栽培しながら、耕作面積を増やしています。

今回は3回目の申請で、申請地や耕作地の隣で利便性がよいことから、ネギの育苗ハウスを計画し、貸付人に申請地を借りたいと相談したところ、合意しました。

貸付人は、申請地は陸田で相続後しばらく稲作を行っていましたが、ここ数年手が回らず、草刈のみを行っていたところ、すぐ近くの畑で、借受人がネギ栽培を開始し、苗の育苗ハウスを建てたいので貸して欲しいと申出があったため、貸付けることになりました。

借受人、貸付人は、申請内容に間違いのないことです。

問題ないと思われますが、委員の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労様でした。

これより、整理番号Ⅰについて、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号Ⅰに対する質疑を終結いたします。

○議長 それでは、採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号Ⅰについて、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号Ⅰの案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第5号

○議長 つづきまして、日程第7、議案第5号、「大網白里農業振興地域整備計画の変更(随時)」について」を議題といたします。

事務局から、議案第5号について説明をお願いいたします。

なお、説明にあたり、農業振興課職員の入室を認めます。

(農業振興課職員 入室)

○事務局 ご説明申し上げます。議案書のⅡページをご覧ください。

議案第5号でございます。本案は農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更の随時変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められているものでございます。

詳細につきましては、農業振興課から説明させていただきます。

○農業振興課 私の方から、議案第5号、大網白里農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

それでは初めに議案書のⅡページをご覧ください。

今年の5月に実施しました、農業振興地域整備計画の変更の受け付けでは、5件

の計画変更願の提出がありました。

案件といたしましては、重要変更の除外が4件、軽微変更の用途変更が1件となります。

この受付けた変更願に対しまして、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっていることから、令和8年7月13日付で意見照会をさせていただいております。

それでは案件の概要を説明いたします。

資料といたしましては、参考資料と記載された資料となりますので、そちらをご覧ください。

それでは右上に除外1と書かれた資料の1ページをご覧ください。

事業計画地は、仏島字大道128番1の一部及び128番2の一部、面積は合計で432.07㎡となります。

次に資料の最終ページですね、20ページをご覧ください。

事業計画地の位置につきましては、大網東小学校の西側の農地となります。

こちらでの事業計画といたしましては、農家住宅となります。

事業計画地を選定した理由といたしましては、現在、国道128号線より西に位置する敷地内の倉庫兼作業場を利用して、農業機械や資材の保管、出荷準備等を行っていますが、主たる耕作地は、国道128号線より東に位置しているため、国道を横断しながら農作業を行っている状況です。

今後、営農継承するにあたり、作業効率の向上や安全確保の観点から、今回の事業計画地を選定しています。

なお、土地利用計画につきましては参考資料の11ページから16ページのとおりでございます。

続きまして、右上に除外2と書かれた資料の1ページをお願いします。

事業計画地は、南横川字四百尻2,050番2、面積は1,600㎡となります。

資料の最終ページ、35ページをご覧ください。

事業計画地の位置につきましては、大網街道沿いにあるコンビニエンスストアや内科医院から南へおよそ1キロ先の場所となります。

こちらでの事業計画といたしましては、太陽光発電所となります。

太陽光発電設備を設置する土地については、土砂流出の恐れが低いことや、太陽光を遮るものが少なく、良好な日射量が確保できることなどの要件が必要で、市内で、これらの要件を満たす土地を探したところ、今回の土地が要件を満たしたこ

とから、事業計画地として選定しています。

なお、土地利用計画につきましては、参考資料の21ページのとおりでございます。

続きまして、右上に除外3と書かれた資料の1ページをお願いします。

事業計画地は池田字池田谷260番1の一部で、面積は553.10㎡となります。

次に資料の最終ページ、16ページをご覧ください。

事業計画地の位置につきましては、独立行政法人水資源機構の東側の農地となります。

こちらでの事業計画といたしましては、専用住宅となります。

事業計画地を選定した理由といたしましては、事業計画者は、事業計画地の近傍にある実家を定住先として検討しましたが、当該実家は2019年の土砂災害により被災し、現在も土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、今後の農作業の効率性等も考慮し、農地に近接した今回の事業計画地を選定しています。

なお、土地利用計画につきましては参考資料の11ページから13ページのとおりでございます。

続きまして、右上に除外4と書かれた資料の1ページをお願いします。

事業計画地は、南今泉字前川473番の一部、面積は500㎡となります。

次に資料の最終ページ、22ページをご覧ください。

事業計画地の位置につきましては、白里郵便局から北へ300mほど先の農地となります。

こちらでの事業計画といたしましては、自己居住用専用住宅となります。

事業計画地を選定した理由といたしましては、事業計画者は、生まれ育った白里地区、特に南今泉での生活を強く希望しており、また事業計画地は親族らの居住地に近いことや、高齢の親族の介助などの支援も考えていることから、やむを得ず農用地である事業計画地を選定しています。

なお、土地利用計画につきましては、参考資料の17ページから18ページのとおりでございます。

続きまして、右上に用途変更1と書かれた資料の1ページをお願いいたします。

事業計画地は永田字下関田、996番1の一部、面積は199㎡となります。

次に資料の最終ページ、12ページをご覧ください。

事業計画地の位置につきましては、瑞穂小学校の旧校舎の東側、以前に農協瑞支所がありました、南側の農地となります。

こちらでの事業計画といたしましては、農作物直売所となります。

生産した農作物を自走式の移動販売車、または牽引式のキャンピングカーを直売所として活用して販売することや、直売所に伴い、駐車スペースを整備する計画となっております。

なお、事業計画地は事業計画者の所有する土地となっております。

議案第5号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局および担当課より、説明がありましたが、本案については農地部会において、現地調査を行っております。

加藤岡農地部会長から調査報告をお願いいたします。

○農地部会長 それでは、ご報告いたします。

去る8月17日、この農村環境改善センター農事研修室において、農地部会会議を開催し、先ほど農業振興課から説明がありましてとおり、同様の説明を受けたところでございます。

会議当日は、概要説明、質疑応答ののちに、現地調査を行い、案件について、農地部会の意見を決定いたしました。

議案書の13ページから17ページが、農業振興地域整備計画の随時変更にかかる意見表でございます。

それでは、農地部会の意見について、報告させていただきます。

議案書の13ページ、除外1の意見表をご覧ください。

場所、地目、面積および当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

3つの項目について意見を求められております。

1項目め、「農用地の集団化等への影響」、2項目め、「担い手への農用地利用への影響」、3項目め、「農業上の効率的その他総合的な利用への影響」ということでございます。

参考資料の除外1、1ページから2ページまでをご覧ください。

願い出者から、2. 事業計画や3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおりで、現在、国道128号西側に営農拠点があり、今後、営農を継承し、拠点を申請地に移すことにより耕作地に近く、作業効率の向上や安全確保が図られることから、農家住宅を建築し、営農拠点を設ける計画であります。

現地は、一団の農地の端に位置し、東側には、小学校、西側には国道128号が

通っており、商業施設や住宅があります。

農振農用地から除外後の農地区分は、農地法施行規則第45条第2項の規定により、申請地は宅地率40パーセントを超えているため、第2種農地と見込まれます。

このことから、許可することができる見込みがあると考えられます。

なお、意見表の1項目めから3項目めまで、影響はないと思われますので、「なし」と決定しました。

また、その他の意見につきましても、「なし」と決定いたしました。

○農地部会長 つづきまして、議案書の14ページ、除外2の意見表をご覧ください。

場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

参考資料の除外2、1ページから4ページまでをご覧ください。

願い出者から、2. 事業計画や3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおりで、所有者は、平成29年に相続により取得した当該地を耕作等は行っておらず、登記簿地目は山林となっております。

所有者は、今後の活用見込みはなく、願い出者は土地の有効活用という観点を踏まえ、当該地は日当たりが良く、土砂等の流出の恐れが低く、太陽光発電事業に向いていることから選定に至り、計画されたものであります。

農振農用地からの除外後において、当該地は、登記簿での地目は、山林となっております。農地法の規制はかからないものとなります。

なお、意見表の1項目めから3項目めまで、影響はないと思われますので、「なし」と決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、「なし」と決定いたしました。

○農地部会長 つづきまして、議案書の15ページ、除外3の意見表をご覧ください。

場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

参考資料の除外3、1ページから2ページまでをご覧ください。

願い出者から、2. 事業計画や3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおりで、実家への帰省を含めて検討を重ねたが、土砂災害特別警戒区域に指定されており、令和元年に千葉県を襲った自然災害において土砂災害により被災しているため、実家への帰省は断念したとのことです。

現地は、一団の農地の端に位置し、実家にも近く、災害発生リスクも少ないことから、選定されたとのことですが、第1種農地と見込まれます。

しかしながら、第1種農地例外規定である農地法施行規則第33条第4号に規定されている「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設

で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられることから、許可できる見込みがあるものと考えられます。

意見表の1項目めから3項目めまで、影響はないと思われますので、「なし」と決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、「なし」と決定いたしました。

○農地部会長 つづきまして、議案書の16ページ、除外4の意見表をご覧ください。

場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

参考資料の除外4、1ページから2ページまでをご覧ください。

願い出者から、2. 事業計画や3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおりで、現地は、一団の農地の端に位置し、集団農地の中であるものの東側には住宅、西側には会社兼事務所が建っておりますが、第1種農地と見込まれます。

しかしながら、第1種農地例外規定である農地法施行規則第33条第4号に規定されている「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

なお、意見表の1項目めから3項目めまで、影響はないと思われますので、「なし」と決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、「なし」と決定いたしました。

○農地部会長 つづきまして、議案書の16ページ、用途変更1の意見表をご覧ください。

場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

参考資料の用途変更1、1ページから2ページまでをご覧ください。

願い出者から、2. 事業計画や3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおりで、計画者は、近隣の土地を農地法第3条で所有権移転を行っており、果樹栽培を目指し、営農しているところで、今回、生産した果樹を販売するにあたり、農作物直売所を設置する計画でございます。

なお、意見表の1項目めから3項目めまで、影響はないと思われますので、「なし」と決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、「なし」と決定いたしました。

農地部会からの報告は、以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第5号について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結し、採決いたします。

ここで、農業振興課の職員の皆様には退室していただきます。

農業振興課の職員の皆様、ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長 それでは、議案第5号、案件番号、除外1について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、案件番号、除外1は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

○議長 それでは、議案第5号、案件番号、除外2について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、案件番号、除外2は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

○議長 それでは、議案第5号、案件番号、除外3について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、案件番号、除外3は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

○議長 それでは、議案第5号、案件番号、除外4について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、案件番号、除外4は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

○議長 それでは、議案第5号、案件番号、用途変更1について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、案件番号、用途変更1は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第9、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第10、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書18ページから19ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の20ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は2件でございます。

整理番号1は、市街化区域内の農地を宅地分譲用地(1区画)として、転用するものでございます。

続きまして、整理番号2は、市街化区域内の農地を専用住宅用地として、転用するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の21ページから24ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は8件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第8から日程第10の報告事項を終了いたします。

◎そ の 他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第17回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後4時05分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年9月9日

農業委員会会長

内海 亮一

署名委員

吉原 孝

署名委員

齊藤 勉